

保険証更新のお知らせ

国民健康保険の保険証が新しくなります。

- 1 今お使いの国民健康保険証は、有効期限が平成18年7月31日までです。
【平成18年8月1日以降は使用できなくなりますのでご注意ください】
新しい保険証は7月末までに各世帯へ郵送で送付いたします。7月末までに届いていない場合はご連絡ください。
- 2 新しい保険証は、一般被保険者証が『ふじ色』、退職被保険者証が『はい色』です。お手元に届きましたら記載内容をご確認いただき、誤りがある場合は、お手数ですが町民課保険年金係まで保険証をお持ちください。
- 3 修学や仕事の関係で町内に住所を有していない方に交付しております保険証についても、有効期限は平成18年7月31日までです。8月1日以降も必要な場合は、証明書（在学・在園・入所証明書など）と印鑑を持参のうえ、申請手続きを行ってください。
なお、平成18年4月1日以降に手続きが済んでいる場合は、申請不要です。
- 4 社会保険など他の健康保険に加入された方がいるときは、国保の資格喪失届が必要となりますので、他の健康保険証・国民健康保険証・印鑑を持参のうえ、届出を行ってください。
- 5 国民健康保険税の未納がある場合は、保険証を交付できない場合があります。未納がある場合は早急に納付してください。また、納期限までにお支払いが困難な場合や分割納付などのご相談が必要なときは、税務課管理係までご連絡ください。

国民健康保険・老人保健限度額適用 ・標準負担額減額認定証のお知らせ

現在、申請のあった方に交付しております、『国民健康保険標準負担額減額認定証』『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』『老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証』の有効期限は平成18年7月31日までです。

引き続き交付を希望される場合は、再度申請が必要となりますので下記のとおり手続きを行ってください。

- | | |
|------------|--|
| (1) 持参するもの | ①印鑑
②保険証(老人医療受給者証)
③過去1年間に入院日数が90日を越えている場合は入院時の領収書 |
| (2) 申請場所 | 役場町民課保険年金係または日吉支所総務係 |
| (3) その他 | 不明な点等ございましたらご連絡ください。
町民課保険年金係☎45-1111 内線214・215・216 |